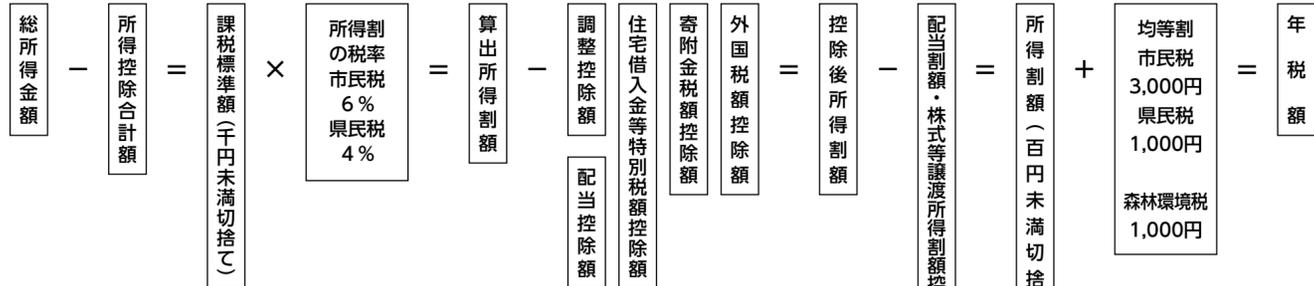


市民税・県民税・森林環境税の計算方法



※令和6年度から市民税・県民税と併せて森林環境税が賦課徴収されます。
 ※申告の内容により該当しない項目もあります。
 ※分離課税の所得がある場合は別の方法により計算します。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

●均等割・所得割・森林環境税の非課税について

※均等割・森林環境税は前年中の合計所得金額が一定の金額(下記参照)以下の場合には非課税となります。

- ①扶養無 415,000円
 - ②扶養有 315,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1) +289,000円
- ※所得割は前年中の総所得金額等が一定の金額(下記参照)以下の場合には非課税となります。

- ①扶養無 450,000円
 - ②扶養有 350,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1) +420,000円
- ※前年12月31日時点で障害者、寡婦、ひとり親及び平成18年1月3日以降生まれの未成年者の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には均等割・所得割・森林環境税は非課税になります。

●税額控除(調整控除・配当控除・寄附金税額控除など)

(1) 調整控除 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
- ①所得税及び市民税・県民税の人的控除額の差額(下表に掲げる金額)の合計額
- ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
- ①所得税及び市民税・県民税の人的控除額の差額(下表に掲げる金額)の合計額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の合計所得金額	900万円以下
	普通 1万円		900万円超 950万円以下
障害者控除	10万円	配偶者控除	一般 5万円
	特別 22万円		同居特別 2万円
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	老人 10万円
	同居特別 22万円		6万円
ひとり親控除	1万円	扶養控除	48万円超50万円未満 5万円
	父 1万円		50万円以上55万円未満 3万円
勤労学生控除	5万円	同居老親等	老人 10万円
	母 5万円		特定 18万円
		同居老親等	13万円

(2) 配当控除

- 市民税…配当所得金額×1.6% 県民税…配当所得金額×1.2%
- ※課税総所得金額等が1,000万円超の場合、別の計算方法で算出されます。
- ※申告分離課税を選択した場合、配当控除は受けられません。
- ※配当の種類により控除額が異なる場合があります。

(3) 住宅借入金等特別税額控除

居住開始年	個人住民税の控除限度額	
	②(※前年分の所得税において、下記の①と②のいずれか低い金額)	①
① 平成21年～26年3月	③から⑥を控除した金額	前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)
② 平成26年4月～令和3年12月	③前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等がある場合はそれらがなかったものとして算出した金額)	前年分の所得税の課税総所得金額等の7%(限度額136,500円)
	④前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除適用前)	前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)
③ 令和4年1月～令和7年12月	⑤前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除適用前)	前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)

※購入する際の消費税が8%又は10%の場合は②又は③を適用し、それ以外の場合は①が適用となります。
 ※令和4年中に入居した場合であっても、令和4年度適用の税制改正において住宅ローン控除の特例の延長等に該当する場合には、②を適用します。
 ※控除期間が満了した年度については、控除の適用はありません。

(4) 寄附金税額控除

- 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の10%(市民税6%、県民税4%)に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)
- ①都道府県・市区町村に対する寄附金
- ②千葉県共同募金会・日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- ③千葉県又は八千代市の条例で指定するものに対する寄附金

ただし、①のうち、特例の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※その他の税額控除につきましては、市民税課までお問い合わせください。

●所得控除

所得控除の種類	控除額			
雑損控除	{(損害金額-保険金などで補填される金額)-総所得金額等×10%} 又は (災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額			
医療費控除	(支払った医療費等の金額-保険金などで補填される金額)-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い方の金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、特定一般用医薬品等購入費-保険金などで補填される金額-12,000円(限度額88,000円)			
生命保険料控除	(旧)平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係るもの	(新)平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係るもの		
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	15,000円以下	全額	12,000円以下	全額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 +7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 +6,000円
地震保険料控除	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	50,000円以下	全額	50,000円超	25,000円
	50,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2	15,000円超	10,000円
	15,000円超	5,000円	5,000円超	2,500円

人的控除の種類	控除額	人的控除の種類	控除額
寡婦控除	26万円	一般扶養親族(※2)	33万円
ひとり親控除	30万円	特定扶養親族(※3)	45万円
勤労学生控除	26万円	同居老親等の老人扶養親族(※1)	45万円
		同居老親等以外の老人扶養親族(※1)	38万円
障害者控除	30万円	障害者	2,400万円以下
		特別障害者	2,400万円超2,450万円以下
配偶者控除	53万円	一般の控除対象配偶者	2,450万円超2,500万円以下
		老人控除対象配偶者(※1)	2,500万円超

	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除 (48万円以下)	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
配偶者特別控除 (配偶者の合計所得金額)	48万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円
基礎控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円

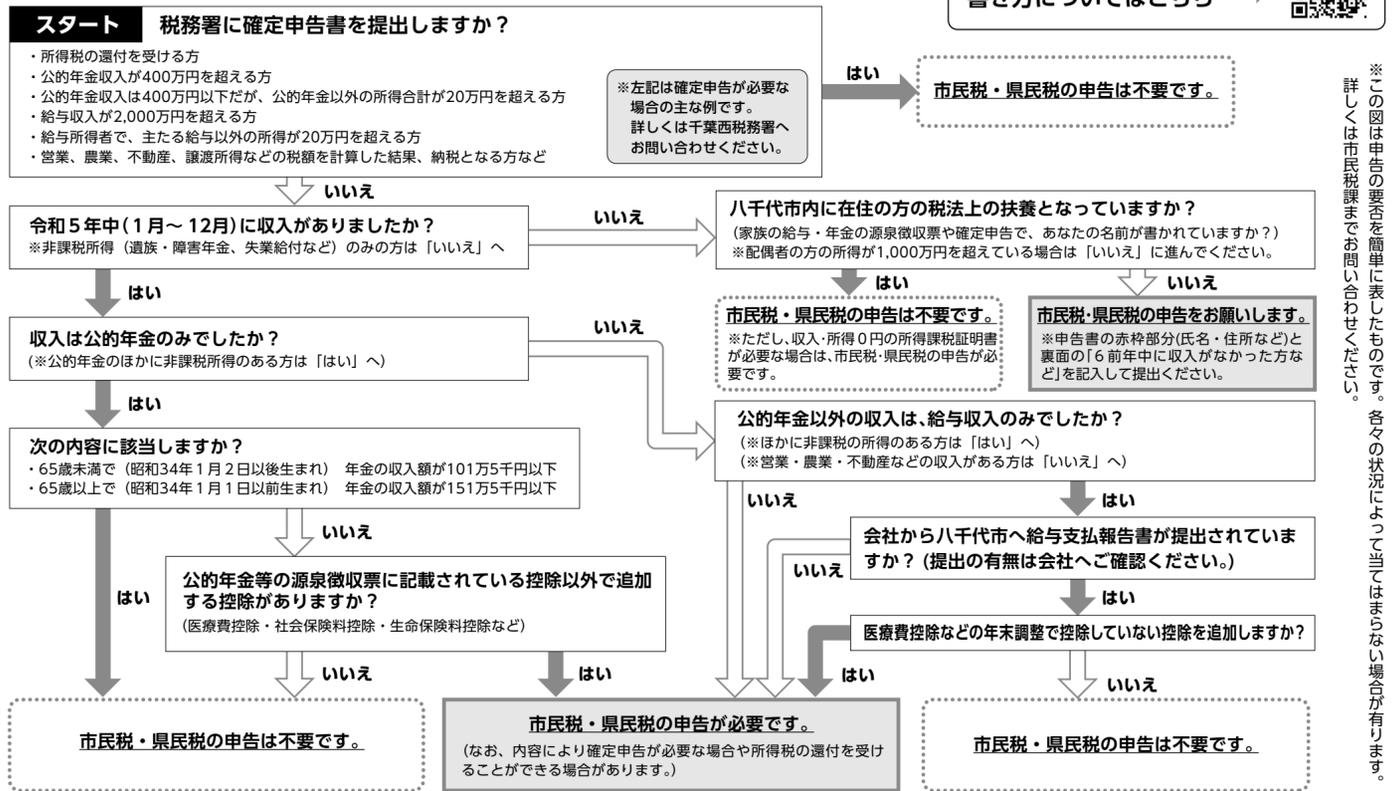
- ※1 老人控除対象配偶者・老人扶養親族…年齢70歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)
- ※2 一般扶養親族…年齢16歳～18歳の方(平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた方) 年齢23歳～69歳の方(昭和29年1月2日～平成13年1月1日に生まれた方)
- ※3 特定扶養親族…年齢19歳～22歳の方(平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方)

(注) この手引は令和5年12月1日現在における地方税法を基に作成しておりますので、税法の改正等により内容が変更される場合があります。

令和6年度分 市民税・県民税申告書の手引

市民税・県民税申告書は、令和6年1月1日現在八千代市内にお住まいの方が令和5年1月から12月までの収入等を申告するものです。申告が必要と思われる方にお送りしていますが、送付の有無に関わらず、下図フローチャートを参照し、必要な方は期限までに申告をお願いします。なお、市民税・県民税の申告については、市民税課(☎047-483-1151(代表) 内線3371～3375)まで また、所得税の確定申告については、千葉西税務署(☎043-274-2111(代表))にお問い合わせください。

市民税・県民税申告の要否についてのフローチャート



※この図は申告の要否を簡単に表したものです。詳しくは市民税課までお問い合わせください。 各々の状況によって当てはまらない場合があります。

市民税・県民税申告書は、郵送により提出することができます。中面の記入例を参考に、申告書の所定の欄に必要な事項を記入し、必要書類を添付して提出期限までに市民税課宛に郵送してください。

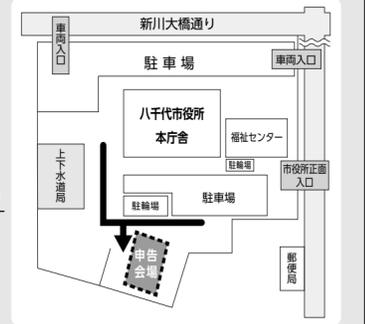
【郵送による提出先】 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 市民税課宛

支所・連絡所へ提出する方及び郵送で提出する方は、下記の(2)～(6)の書類の添付が必要になります。((5)以外はコピー可) ※該当する書類がない場合は、添付不要です。

作成にあたり相談が必要な方は、下記のとおり申告相談会場を開設しています。

- 申告書の提出期限及び相談期間 … 令和6年2月1日(木)から3月15日(金)まで(土日祝を除く)
 - 受付時間 … 8:30～17:00
 - 受付場所 … 八千代市役所 多目的棟(※3月18日(月)以降は、市民税課(市役所3階)で受付します。)
- 各支所・連絡所(提出のみで、申告相談はできません。)

※2月16日(金)から始まる確定申告の申告相談については、事前予約制となっておりますので、どちらの申告が必要か不明な場合は、お早めにお越しいただきご相談ください。(市民税・県民税申告書の提出、申告及び相談については、事前の予約は必要ありません。)



申告時に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- ①個人番号(マイナンバー)の確認及び②身元確認ができるもの
例1: マイナンバーカード(①、②の確認) 例2: 通知カード(①の確認)と運転免許証などの写真付きの本人確認書類(②の確認)
※写真付きでない場合、健康保険証・介護保険証・年金手帳などの2点が必要です。※代理人の場合は、委任状等が必要です。
- 収入・所得金額が確認できるもの(令和5年分給与所得又は公的年金等の源泉徴収票、事業所得・不動産所得・公的年金等以外の雑所得等の支払調書や必要経費に関する領収書など) ※収入がない方(非課税所得のみの方)は、内容を確認できるものは必要ありません。
- 令和5年中に支払った社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料など)の金額が証明・確認できるもの、生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」(医療費通知を添付する場合は原本、領収書のみは不可)
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など、その他の控除を受ける人は、学生手帳、寄附金の領収書、その他の控除の証明書など

